

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は創立以来、世界にはばたいていく人材の育成を教育目標としてきた。そのために人権教育として、規律の確立(生活指導)、個性の尊重(クラブ)、学びの確立(総合選択制)、の三つの課題に重点をおいて取り組んできた。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | 「いじめ対策委員会」 |
| (2) 構成員 | 校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権ネットワーク部部長、指導教諭
支援教育コーディネイタ、ユネスコスクール・コーディネイタ |

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立北摂つばさ高等学校 いじめ防止 年間計画				
学年	1年	2年	3年	学校全体
目標	理解・実践	実践・率先	率先・垂範	
	(自分が)されて嬉しいことと嫌なことを理解する	(自分が)されて嬉しいことを他の人に実践する	(自分が)されて嬉しいことを他の人に率先して実践する	「(自分が)されて嬉しいことを他の人に」する」生徒を育てる
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 生徒状況の集約(高校生生活支援カード) ガイド (自分が)されて嬉しいこと、嫌なこと	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR(いじめを考える-自分が)されて嬉しいこと、他の人にどこまで実践したか)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR(いじめをなくすために-いじめの子にどう対応するか) HR(ストレス・コントロールを学ぶ)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	校外学習	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	自転車免許講習 社会貢献活動 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	自転車免許講習 社会貢献活動 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	(自転車免許講習) 社会貢献活動 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-されて嬉しいこと、嫌なこと」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-どこまで実践したか」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-いじめの子にどう対応するか」	アンケート回収
夏休み	社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	第2回委員会(状況報告と取組みの検証)

9月	個人面談 文化祭・体育祭	個人面談 文化祭・体育祭	個人面談 文化祭・体育祭	教育相談週間 上半期のいじめ状況調査
10月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	
11月	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-されて嬉しいこと、嫌なこと」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-どこまで実践したか」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-いじめの子にどう対応するか」	アンケート回収
12月				
1月				
2月				第3回委員会(年間の取組みの検証)
3月	社会貢献活動	社会貢献活動	社会貢献活動	

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、(各学期の終わりに、など)年3回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

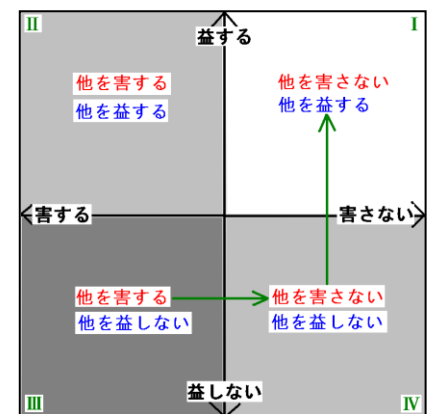
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した**全校生徒**集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では創立以来、生活指導(特に身だしなみ指導)を巡って生徒の主張する「自由」を正してきた経過を持っている。創立時に示したのは以下の通りである。

「自由とは他を害さないすべてのことをなしうること」であり、他を害するか否かの境界を規範(規則、法)として定め、他を害する場合は強制力をもって矯正するのが社会である。規範意識の確立途上にある生徒にあっては、どのような行為がどのように他を害することになるのか、を理解すると共に、**実生活において確認するプロセス**を提供することが学校に求められている。その意味では、授業をはじめとする**すべての教育活動に対して規律をもって臨む姿勢**は、高校生として必要不可欠な姿勢であり、人権教育の前提であり基礎である。このことは人権教育推進委員会を中心に、担任・学年、すべての分掌を含む学校全体で取り組まれるべき課題である。「(自分が)されて嫌なことを他人にしない」「**全体の規律の中で自己実現をはかる**」ことのできる生徒を育成するために、全教職員が協力する。



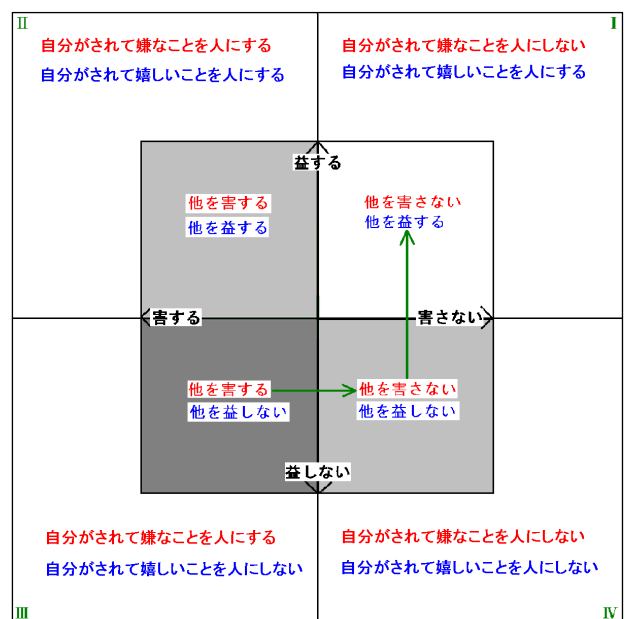
以上の方針で教育活動を展開した結果、生徒の規律は飛躍的に向上した。また、平成23年度以降の東日本大震災の復興支援活動等を通じた、生徒全体における思いやり、利他行動としての社会貢献活動の定着が、学校に対する社会意識を変え、つばさ生としての自尊心を持てる状況を作り、規律を不可逆点にまで高めた、という認識の一致ができるに至った。その上で、平成25年度以降、ユネスコESDパスポートを導入し、学校文化として思いやり、利他行動の定着をめざして教育活動を展開している。

以上、本校の教育活動の経過を踏まえて、いじめをなくすための方策を設定すると、これまでの生活指導、社会貢献活動の部分で効果を上げてきた教育内容を学校全体の教育活動に敷衍し、生徒個人間の人間関係にまで及ぶ原理・原則に高めることである。

なぜならば、いじめとは、個人や集団が他者に害を与えることである。全校生徒集団が、他者に対して「(自分が)されて嫌なことを人にしない」「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という**集団になれば**、いじめは発生しないからである。

生徒に対して「(自分が)されて嫌なことを人にしない」という規範の内容を繰り返して明示するだけでは、具体的に何をしたらいいのか、という行動様式を確立することはできないのであり、生徒に必要なのは「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という、積極的に行動するための指針と、指針に基づく具体的な行動様式の習慣化である。

また、いじめた生徒自身がいじめられた経験を持つために、逆に「仲間」集団の力を借りて報復的にいじめる側に回るといった場合、さらに(特にネット上においては)「いじめ」「いじめられ」の立場を入れ替えながら連鎖して継続するという場合もある。このような報復の連鎖を断ち切るとともに、「身内(仲良し)」か「他人」か、という基準で行動する小集団を育成していないか、全ての教育活動や生徒指導を見直すことが必要である。

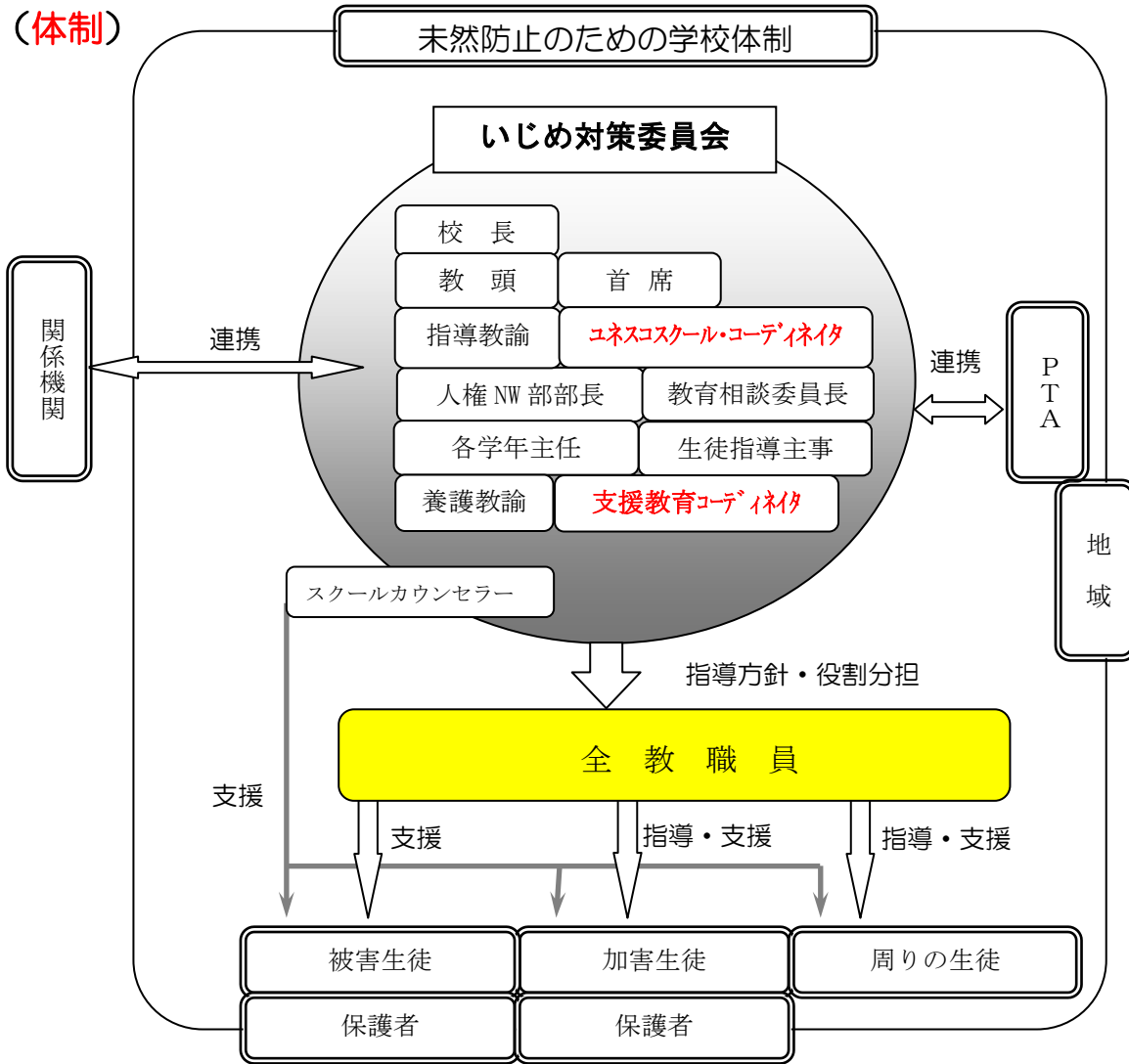


「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動の指針にもとづく行動様式が、教員の指導によって習慣化する前に、恣意的な生徒の小集団が固定化し、「グループの論理(掟)」で固まってしまっていて教師の言うことを聞かない」という事態を招いていないか、入学から卒業までの全ての教育活動を点検し、必要ならば改めていくことが必要である。特に対人関係に課題のある生徒にあっては、「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という生徒全体の行動様式が身につくまでは、「他人行儀」が基調になっている全体集団の方が個人として救われる、という生徒もいると考えられる。そのことに配慮して生徒集団を指導する。

以下、学校目標を整理する。

学校目標：「自由とは他を害さないすべてのことをなしうること」を理解し「(自分が)されて嫌なことを人にしない」とともに「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という生徒を育てる。全ての教育活動を通して本校の学校文化として学校の隅々にまで行き渡らせる。

(体制)



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素から、いじめについての共通理解を図るため、

教職員に対して・・・生徒の指導にあたって「(自分が)されて嫌なこと」をしているか否か、「(自分が)されて嬉しいこと」をしているか否か、で観察・分析する。また、特定の対象生徒に対して、行動が継続していないか、を分析し、クラス、授業、クラブにおいて、生徒を把握する。

生徒に対しては・・・「(自分が)されて嫌なこと」が特定の対象生徒に継続してなされている場合は改める指導を開始するとともに、「(自分が)されて嬉しいこと」が特定の対象生徒にのみ継続してなされている場合は、対極的な振る舞いをしている生徒がないか確認すると共に、どの生徒にも同じように振る舞うことを求めて指導する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動の積み重ねは、他者からのコミュニケーションを活発にする、ということを理解する必要である。

そのために、・・・「(自分が)されて嬉しいことを人にする」を全ての生徒の行動原理として定着させるために、「されて嬉しいこと」をしてもらったときには、「ありがとう」の言葉を返すのが努めだということを定着させる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、・・・いじめを受けた者が、いじめる者に正しく抵抗・抗議するのではなく、より弱い者に対するいじめに走る傾向をもつ、という観点に立つ。

いじめは、生徒が生徒をいじめるという関係、教職員が生徒をいじめるという関係、その他の諸関係

が生徒をいじめるという関係があり得る、と理解して指導する。

分かりやすい授業づくりを進める・・・分からない授業に参加し続けるのは、生徒の立場からすると苦痛を強いられているということであり、いじめの関係で理解すると理解しやすい。教師が分かりやすい授業づくりをすすめることで、生徒が充足感をもつことは、他者へのいじめに走る傾向を取り除くことに繋がる。

生徒一人一人が活躍できる生徒の全体集団を育成するために・・・学校に於けるさまざまな教育活動、さらには地域における社会貢献活動、一定の役割を果たすことで、「ありがとう」と感謝される場面に登場できるように、多様で多数の仕掛けを設ける工夫を講じる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために・・・いじめ「(自分が)されて嫌なこと」をされた時にどのように対応することが、正しい抵抗であり抗議であるのか、また解決方法なのかを学習する。報復の連鎖に組みしない方法論を学習する機会を設定する。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を

払うため・・・教職員の不適切な認識や言動、指導のあり方についての法令などの原理的な研修と組み合わせてケース研修を毎年定期的実施する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、・・・

社会貢献活動について3年間の達成目標を設定し、学校としての指導計画を立てて指導する。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、・・・総合・LHRの時間を活用して、いじめに至る心理、行動、を相対化して学習するために、シミュレーションを用いた学習を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい全校生徒集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめ事象の可能性のある、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと、つまり早期発見が早期解決に繋がることは言うまでもない。本校では、創設以来、毎日SHRを行うことで、担任が朝夕の生徒の表情を把握することができる。学校外での家庭、地域、ネット上でのトラブルの渦中にある生徒については、そのことが表情や言動に表れてくる、と理解し、深い意味での洞察力をもって生徒を観察することにつとめる。その上で、いじめにつながる可能性のある注目すべき言動があった場合には、まず、担任から生徒指導部に集中する。

また、休み時間の教室、廊下での移動、放課後のクラブなどにおいて、注目すべき生徒の言動があった場合には、**授業担当者、クラブ顧問から当該生徒の所属学年の生徒指導部に集中する。**

当該生徒の所属学年の生徒指導部に情報を集中するのは、いじめの可能性のある言動については、問題行動につながる可能性が高く、その対応のコーディネートは生活指導部が担うからである。多様な情報源からの情報を集約することで、関係生徒の人間像や人間関係についての洞察がより精緻になると考える。

それらの生徒に関する情報は、生活指導部、当該の学年団の教職員が積極的に交換するとともに、共有することで、学校全体の生徒集団における関係生徒の位置、人間像や人間関係についての洞察がさらに精緻になると考える。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは・・・いじめを受けているか否かのアンケートを定期的実施する。
定期的な教育相談としては、・・・教育相談委員会で定例的に相談室を開設する。
開設時間などを周知する。
日常の観察として・・・クラス、授業、クラブ、で特に注目すべき内容を個人カルテに入力する。これを学力検討会議(年間3回)に定期的にフィードバックするとともに、その中での特別に配慮を用いる内容については、職員会議に報告する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため・・・年2回の懇談週間を用いての三者懇談で、必ず、いじめの有無に付いて確認する。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として・・・
- (4) また、年間10回程度、郵送している保護者通信で、いじめ防止のために、気になる事があれば、学校に連絡するように、通知することにより、相談体制を広く周知する。相談があった内容は個人カルテに入力し、学力検討会議や職員会議における報告により、適切に機能しているかなど、定期的に点検される体制にする。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、USB等での持ち出しを厳禁し、校内LANから漏洩しないようにルール化する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

そのために、いじめた生徒自身がいじめられた経験を持つがゆえに、報復のためにいじめる側に回っていないか、また「仲間」集団の力を借りていじめる側に回っていないか、さらに(特にネット上においては)「いじめ」「いじめられ」が立場を入れ替えながら連鎖し継続していないか、などを確認する必要がある。また、このような報復の連鎖の背景に、「(自分が)されて嫌なことを人にしない」「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動原理よりも、「身内(仲良し)」か「他人」かという行動原理が優先されていないかを確認し、当該生徒、および関連生徒の行動原理が改められるように指導する。

いじめを受けた当事者は、周りの生徒からの理解や教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。また、いじめを受けた生徒が、報復のためにいじめる側に回ろうとしていないか、「仲間」集団の力を借りていじめる側に回ろうとしていないか、「いじめ」「いじめられ」が立場を入れ替えながら連鎖し継続していないか、などを確認する必要がある。

いじめを受けた者が「いじめ」「いじめられ」の報復の連鎖に組み入ることが無いように留意するとともに、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

第5章 その他